

## 第135回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年2月2日(水) 14:00~14:45
2. 通知年月日 令和4年1月25日(火)
3. 公示年月日 令和4年1月25日(火)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 3階 307会議室
5. 出席者(委員) 荒川会長、川崎委員、吉原委員、川本委員、持永委員、金子委員、佐木委員  
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、遠山主任技師
6. 議案 第1号議案  
「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」  
その他  
下りウナギの保護について(報告)

### 7. 議事

事務局

ただ今から、第135回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。はじめに荒川会長からご挨拶をお願いします。

会長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局から報告願います。

事務局

本日は、岩岡委員1名が欠席されております。委員7名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第173条により準用する第145条の規定に基づき、本委員会が成立しますことをご報告いたします。

会長

これより議事に入ります。

はじめに本委員会規程第9条第2項に従い議事録署名人を指名しま

す。本日の議事録署名人は、「金子委員」と「川本委員」にお願いします。

本日の議案は、お手元の資料1ページのとおり、  
第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」  
「その他」  
下りウナギの保護について（報告）  
となっております。

それでは第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

- ・本委員会指示の発出状況について説明。
- ・委員会指示案・告示案について説明（発出日は県公報掲載日）。
- ・コイヘルペスウイルス病の概要、発生状況、九州各県の対応状況、指示・告示発出の経緯について説明。

会 長

ただ今、説明がありました委員会指示案についてご審議願います。  
この件に関して、ご質問等ございませんか。

川本委員

平成29年の中島川で確認された以降は、発生の確認はないということですね。

事務局

はい。資料10ページの上段に表を載せておりますが、本県では、平成29年の天然水域等で1件確認されて以降、養殖場等も含め発生は確認されていない状況です。

会 長

他にございませんでしょうか。

（意見等なし）

会 長

ご意見等もないようですのでお諮りします。  
第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水

面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は原案どおり発出することに決定いたします。

続きまして、その他の件に移ります。「下りウナギの保護について(報告)」事務局から説明願います。

事務局

- ・下りウナギ保護について、平成30年7月3日に全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連名で取組指針(全都道府県の内水面において産卵に向かう下りウナギ保護に取り組む)を発出。
- ・平成31年2月27日開催第129回長崎県内水面漁場管理委員会での協議結果を受け、県内内水面漁協、振興協議会へ取組み(自主規制案(1.採捕期間の制限、2.下りウナギの再放流))依頼を実施。
- ・各河川での取組進捗状況を報告。

会 長

ただ今、説明がありました件に関して、ご質問等ございませんか。

川本委員

下りウナギというのは、年中下っているのでしょうか。

事務局

一般的には、秋頃を中心に下っていくという生態でございます。

川本委員

ということは、秋頃の時期に禁漁するのが、一番効果があると思いますが、ここで提案されている時期は、少し遅いような気がしますが。

事務局

はい。主に下るのは秋期ではあるのですが、内水面漁協、内水面振興協議会の中には、その時期に獲りたいという方もおられます。そういった中で、漁期の最後の方にかかりながら、県内統一した期間を設定して

取り組んでいけないかということで、この期間を提案させていただいているところです。

会 長

よろしいでしょうか。ウナギの生態はなかなか未知の部分も多いところですが、下る時に卵を持っていたり、というわけではないんだと思います。下って行った先で成熟しているのだらうと思うのですが、下る数を少しでも増やしていこうということで、こういった取り組みをしているのだと思っています。

ウナギを使って地域振興、産業活性化をしようという皆様の経済活動の所まで止めてしまおうというところまでの、科学的根拠を持って制限するというレベルには達していない状況ではないかと思えます。

川本委員

分かりました。

会 長

他にご意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

会 長

それでは、ご意見等もないようですので、この件については承っておくようにいたします。ただし、16 ページにありますように、長崎県内水面漁場管理委員会として、色々な団体に対して下りウナギの保護にかかる自主規制について、早期に取組を実施していただきますようお願いいたしますというお願いをしているところでございます。

我々も委員の責務としまして、機会がございましたら、地域の皆様方へお声掛けいただきますようお願いいたします。

それでは、その他として、委員の皆様から何かございませんか。

金子委員

委員会指示を今回発出しますが、ここに記載の漁業法に基づく指示、これに違反した時には何か罰則等があるのですか。

事務局

委員会指示全般の話ですが、指示内容に違反したということが分かった時点で、委員会で審議をし、県知事の方にこの指示を守るようにという命令を出して欲しいという意見を出せるようになっております。この命令が出た後に、再度指示違反をした場合に、罰則が適用されるという

ことになります。

金子委員

罰則の程度は分かりますか。

事務局

1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する、となっております。

会長

委員会が直接罰するわけではありませんが、悪質な方がいれば、漁業法に基づいて罰則が適用されるということです。

金子委員

分かりました。

会長

他にございませんか。

佐木委員

コイヘルペスウイルス病について、人間には感染しないということでしたが、魚同士の感染はあるのでしょうか。また、資料に地図をつけてありましたが、オレンジ色以外の部分の見方を教えてください。

事務局

一つ目の魚同士の感染するかというご質問ですが、今判っている情報では、コイ同士の感染するというので、資料9ページの上段記載の感染する魚の欄が現在持っている情報でございます。

二つ目の資料12ページの地図の見方ですが、オレンジ以外の表示につきましては、漁業権河川や、内水面振興協議会が設置されている委員会指示河川を表示しております。見つらく申し訳ありません。

会長

よろしいでしょうか。では、先ほど手が挙がっておりました吉原委員、お願いします。

吉原委員

志佐川の件ですが、今朝、金子委員が立派に出来た魚道を見てこられていますので、報告をしていただいて、その後、私の方からも話をさせていただきたいと思います。

会長

金子委員、お願いします。

金子委員

数年前に志佐川内水面振興協議会で、魚道の整備をするという話をしました。ちょうど吉原委員の家の近くで、高さが3 m程あり、とても魚が上がれないということで、河川管理者の長崎県に魚道を整備していただきました。非常に立派な魚道を整備いただいております。

会長

では、吉原委員よろしいですか。

吉原委員

約1年かけて完成された魚道です。しかしながら、ここを上るアユがおるのかなというところもあります。毎年5万尾を4、5か所に分けて放流しておりますが、数日前、松浦の火力発電所の近くの黒潮港という港があります。用事があって夕方そこに立ち寄ったところ、何百という空を覆いつくすような黒い鳥が、南の方に向かって飛んでいました。漁師にカラスかと尋ねると、ウだと言われ、こんな数がいたら、少々魚がいてもダメだと思ったところです。そう言ったカワウを制御するというのはなかなか難しいことだとは思いますが、昨年松浦市の水産課と関係者でテグスを張ってカワウが近寄らないように対策をしており、効果が出ていると感じました。前回の委員会で金子委員からも発言がありましたが、アユの放流前に対策をして、カワウからアユを守っていかねばならない、この立派な魚道をアユが元気に上っていく姿を見たいという思いであります。

会長

ありがとうございました。  
その他にはございませんでしょうか。

(意見等なし)

会長

他にないようですので、これもちまして、第135回長崎県内水面漁場管理委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

- - 閉会 - -